

(別添)

○ 旧承認事業者に係る年度を跨ぐ月遅れ請求・過誤調整への対応について

(問 21) 21年度に介護職員処遇改善交付金の承認を受けた事業者であって、22年度には承認を受けていないもの(以下「旧承認事業者」という。)から、21年度分(平成22年1月以前に行われたサービス分)の交付金の申請があった場合、当該交付金の取扱如何。

(答)

介護職員処遇改善交付金については、事務の簡素化を図る趣旨から、月遅れ請求があった場合においても、サービス提供月に相当する交付金として遡って算定するのではなく、介護報酬の請求のあった月の翌月の交付金として支払うこととしている。

しかしながら、月遅れ請求が21年度を跨ぐ場合、旧承認事業者は交付金の算定根拠となる介護報酬の請求が遅れたために、既に交付金相当の賃金改善を行っていても交付金が受け取れないという本来の趣旨とは異なる結果となる。

したがって、旧承認事業者が年度を跨ぐ月遅れ請求を行った場合には、平成21年分として交付金を支給(ただし、当該交付金は平成21年度分の賃金改善のみに充当できるもの)することとし、旧承認事業者は、その額を反映した21年度の実績報告を提出(既に提出している場合には再提出)することとなる。

※ 都道府県は、上記の「平成21年度分として支給する交付金」について、21年度の賃金改善額と比較した結果、結果的に余剰金として返還することが明らかな場合には、旧承認事業者へその旨を文書で通知し、同意を得た上で、支給しないことも考えられるが、

- ① 国保連による審査支払いシステムは、介護給付本体と一体で交付することを想定した仕組みとなっており、交付金のみを切り分けて交付することはできないこと。(本体給付を市町村が直接支払うのであれば問題は生じない)
- ② 仮に、(事業所異動情報(処遇改善情報)にて異動年月日を遡って修正するなどして)介護給付本体のみを支払うこととした場合、事業所台帳(交付金の支払済額の実績)に支障が生じ(賃金改善に充当した支払済交付金の返還請求が発生する)、遡って実績確認を行う場合などに不都合なケースが想定されることから、県内の国保連や事業所所管の保険者と協議した上で慎重に判断されたい。

(問 22) 旧承認事業者から平成21年度分(平成21年1月以前に行われたサービス分)の交付金の算定根拠となった介護報酬の過誤調整(マイナス、プラス両方の場合)が行われた場合、当該交付金の取扱如何。

(答)

介護職員処遇改善交付金については、事務の簡素化を図る趣旨から、交付金の算定根拠となる介護報酬の過誤調整が行われた場合においても、サービス提供月に相当する交付金として遡って再算定するのではなく、過誤調整のあった月の翌月の交付金として支払うこととしている。

しかしながら、過誤調整が21年度を跨ぐ場合、旧承認事業者の誤った介護報酬に基づき交付額が過大に交付されたままとなるなど、本来の趣旨とは異なる結果となる。

したがって、旧承認事業者が年度を跨ぐ過誤調整を行った場合には、平成21年分として交付金を再算定(ただし、当該交付金は平成21年度分の賃金改善のみに充当できるもの)し、交付額が増える場合には追加支給、交付額が減る場合には返還を求めることとなる。

なお、旧承認事業者は、その額を反映した21年度の実績報告を提出(既に提出している場合には再提出)することとなる。

※ 都道府県は、上記の「追加支給」について、21年度の賃金改善額と比較した結果、結果的に余剰金として返還することが明らかな場合には、旧承認事業者へその旨を文書で通知し、同意を得た上で、支給しないことも考えられるが、

- ③ 国保連による審査支払いシステムは、介護給付本体と一体で交付することを想定した仕組みとなっており、交付金のみを切り分けて交付することはできないこと。(本体給付を市町村が直接支払うのであれば問題は生じない)
- ④ 仮に、(事業所異動情報(処遇改善情報)にて異動年月日を遡って修正するなどして)介護給付本体のみを支払うこととした場合、事業所台帳(交付金の支払済額の実績)に支障が生じ(賃金改善に充当した支払済交付金の返還請求が発生する)、遡って実績確認を行う場合などに不都合なケースが想定されることから、県内の国保連や事業所所管の保険者と協議した上で慎重に判断されたい。

(別添)

(注) 本Q&Aでは便宜的に実施要領4の一のアに定める要件を「要件(I)」と、4の一のイに定める要件を「要件(II)」と表記することとする。

(問 23) キャリアパス要件等届出書を法人単位で届け出る場合の取扱いについて

(答)

キャリアパス要件等届出書については、介護職員処遇改善計画書と同一の単位(法人ごと等)で作成して差し支えなく、通常、法人単位で就業規則が定められ、キャリアパスの仕組みを含めた介護職員の処遇が一体的に行われているものと考えられるが、例えば、法人内の事業所の一つが極めて小規模である場合等、法人内で要件(I)を満たす事業所とそうでない事業所があるといった場合、都道府県においては事業者に対して、要件(I)を満たさない事業所については要件(II)を満たすよう促すとともに、介護職員に対し法人内で要件(I)と要件(II)が併存している旨の周知を行うよう指導されたい。

また、そのような場合、各事業所がいずれの要件を満たすものであるかについて、事業所の一覧表に記載すること。

なお、定量的要件について、法人単位で作成を行う場合、法人全体で要した概算額を記載することになるが、この場合、事業所の介護職員に対してその旨を併せて周知されたい。

(問 24) 平成 21 年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について、新規参入事業者の取扱いはどうなるのか。

(答)

定量的要件については介護職員に対して既に実施した賃金改善以外の処遇改善の内容及び概算額を記載することとしているが、新規指定の事業者については、指定日以前に要した経費、例えば参入に当たって就業規則等の整備に要した経費や新設事業所の整備費・備品購入費のうち職員の処遇のために行った部分に要した経費等を記載していただくことになる。